第3編 行政一般 大雪消防組合管理者の職務を代理 する副管理者の順序に関する規則

第2章 処 務

○大雪消防組合管理者の職務を代理する 副管理者の順序に関する規則

> 「昭和 49 年 11 月 15 日) 〔規 則 第 1 号 *〕*

改正 平成 26 年 4 月 8 日規則第 7 号 令和 5 年 3 月 24 日規則第 1 号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第292条の規定により準用する法第152条第1項の規定に基づき、管理者の職務を代理する副管理者の順序は、次のとおりとする。

- 第1順位 東神楽町に属する副管理者
- 第2順位 東川町に属する副管理者
- 第3順位 当麻町に属する副管理者
- 第4順位 比布町に属する副管理者
- 第5順位 愛別町に属する副管理者

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月8日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(令和5年3月24日規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第3編 行政一般 大雪消防組合管理者の職務を代理 する副管理者の順序に関する規則

 (~ 304)